追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年二月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故曲子光男遺族　曲子　明貞

褒章条例第八条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年二月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故美濃暁美遺族　高田　光夫

褒章条例第八条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十四年二月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故北原温子遺族　北原　祐圓

故嶋根岩男遺族　嶋根　わか

褒章条例第八条により銀杯一個を授ける（各通）

官庁報告

法　務

公証人任免

保倉裕は公証人に任命され、東京法務局所属公証人泉川健二の後任を命ぜられた。

前田順司は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人水野武の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人藤田壽二は願により公証人を免ぜられた。

野島光悌は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人藤田壽二の後任を命ぜられた。（以上三月一日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年３月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（沖縄県を除く全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年３月９日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
青森県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
岩手県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
宮城県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
秋田県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
山形県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
福島県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
茨城県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
栃木県	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社東日本環境アクセス
群馬県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
埼玉県	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社東日本環境アクセス
千葉県	東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
東京都	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社東日本環境アクセス
神奈川県	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社東日本環境アクセス
新潟県	東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
富山県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
石川県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
福井県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
山梨県	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社東日本環境アクセス
長野県	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
岐阜県	東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
静岡県	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社東日本環境アクセス
愛知県	東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
三重県	東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
滋賀県	東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
京都府	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
大阪府	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
兵庫県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
奈良県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
和歌山県	東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
鳥取県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
島根県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
岡山県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
広島県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
山口県	西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
徳島県	四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社ＪＲ四国メンテナンス
香川県	四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社ＪＲ四国メンテナンス
愛媛県	四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社ＪＲ四国メンテナンス
高知県	四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び株式会社ＪＲ四国メンテナンス
福岡県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
佐賀県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
長崎県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
熊本県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
大分県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
宮崎県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
鹿児島県	九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年３月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年３月９日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青森県	八戸赤十字病院
岩手県	盛岡赤十字病院
宮城県	石巻赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福島県	福島赤十字病院
埼玉県	さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所
千葉県	成田赤十字病院
東京都	日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県	津久井赤十字病院
富山県	富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
山梨県	山梨赤十字病院
長野県	松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県	伊勢赤十字病院及び伊勢赤十字老人保健施設
滋賀県	大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所